

## 公立病院改革プランの概要

団体名		国保国吉病院組合					
プランの名称		いすみ医療センター改革プラン					
策定日		平成 21年 3月 23日					
対象期間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病院名	いすみ医療センター					
	所在地	千葉県いすみ市苅谷1177番地					
	病床数	一般92床、療養48床、感染症4床					
	診療科目	内科、消化器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>■救急医療機能の強化 夷隅地域における二次救急の中心施設としての体制を確保する。 必要に応じて周辺の高度医療機関に転院可能な連携体制を整える。</p> <p>■糖尿病医療の強化 内科的治療のみならず、整形外科、眼科、歯科などの複数診療科による集学的医療の提供を行い、糖尿病センターとしての機能を強化する。</p> <p>■感染症医療の強化 以前にあった、結核病床を廃止し、感染症病床4床を確保し、山武・長生・夷隅医療圏における感染症医療の中核施設としての必要な機能の確保を行う。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>(医業収益) 救急対応補助 (医業外収益) 研究研修費・経営研修費、共済組合追加費用、児童手当、企業債利息(建設分・通常分)、起債前借利息(建設分)、リハビリテーション医療、小児医療、高度医療、医師確保対策費、医師奨学金、医師研究資金貸付、医療技術者養成事業、送迎バス (資本的収入分) 企業債元金、建設改良費</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	医業収支比率	89.2	87.9	72.0	81.0	85.3	(単位:%)
	経常収支比率	99.1	98.4	81.7	90.1	93.5	(単位:%)
	総資本対医業利益率	▲ 1.9	▲ 0.9	0.1	1.1	2.1	(単位:%)
	人件費(給与費)	1,160,929	1,202,200	1,418,800	1,405,900	1,420,200	(単位:千円)
	医業収益対人件費比率	75.4%	75.5%	78.0%	65.3%	60.8%	(単位:%)
	病床利用率	68.5	70.1	55.6	79.4	89.8	(単位:%)
	入院単価	31,814	32,821	30,700	27,510	26,819	(単位:円)
	外来単価	7,667	8,354	8,442	9,212	9,876	(単位:円)
	1日当り入院患者数	67.1	69	80	114	129	(単位:人)
	1日当り外来患者数	305.9	288	331	342	353	(単位:人)
	常勤医師1人当り入院収入	64,932	74,847	68,957	88,364	97,345	(単位:千円)
	常勤医師1人当り外来収入	52,372	58,630	57,211	61,260	65,415	(単位:千円)
上記目標数値設定の考え方		<p>医師確保により新たな機能を付加、さらには院内及び院外の医療連携を強化することで医業収入の増収を目指し、医業収支比率・経常収支比率等の健全化を図る。 収入が増加することにより、人件費率等の支出に関連する指標の改善も見込まれる。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:26年度、新病院建設に係る減価償却費が多額となるため)</p>					

				団体名 (病院名)	国保国吉病院組合 (いすみ医療センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	救急車受入れ台数	567	604	620	640	660 (単位:台)	
	時間外患者受入れ人数	1,876	1950	2050	2200	2400 (単位:人)	
	透析患者数	0.0	0.0	2.0	12.7	23.7 (単位:人/月)	
	手術件数	296	320	330	350	360 (単位:件)	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	(外部委託の見直し) 業務の見直しを行い、委託化の検討を行う。 物流管理業務の見直しや医事業務の見直しを行い、医師・看護師の労働力向上に努める。 (外部委託先の契約内容を金額の見直し) 外部委託業務や保守契約の評価、見直しを行い、競争原理を働かせ、契約内容と契約金額の見直しを図る。					
	事業規模・形態の見直し	(事業規模の見直し:療養病床48床の増床) 地域の高齢化に備え、新たに療養病床48床を増床する。 (経営形態の見直し:地方公営企業法の一部適用を維持) 職員の確保や経営の健全化を目指す上では、地方公営企業法の全部適用や指定管理者制度では給与面や処遇面でのデメリットが大きいと見られるため、行政施策を反映させるためにも、一部適用を維持させる。					
	経費削減・抑制対策	(人件費単価上昇の抑制) 常勤職員1人当たりの人件費は他の自治体病院に比べて低く、どちらかというと民間医療法人並みとなっているため、人件費単価を削減するのではなく、経常収支が改善するまで、人件費単価が増加するのを抑制していく。 また、新病院への移行に伴い、業務改善を行い、効率的な人員配置を目指す。 (材料費の削減) 薬品及び診療材料に関して、各納入業者からの納入価格を調査した上で、価格の見直しを行う。					
	収入増加・確保対策	(医師の招聘(主として、内科・外科・整形外科)) 計画どおり透析及び療養病床の開設を目指すべく担当する医師の早期の招聘を行う。 また、入院医療を円滑に進めるため、内科の他に外科、整形外科を主として医師の招聘を行う。 (医療連携を円滑に進め患者増を図る) 院内的には、内科と外科を主とした院内連携を強化し、医師の業務量を平準化しながら、患者増を図る。また、院外の医療機関とは、救急、糖尿病を中心とした地域医療を展開していくため、対象外患者については適切な医療機関への紹介を行うとともに、地域の診療所からの紹介患者を積極的に受ける。					
	その他						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	77.7%	18年度	69.5%	19年度	68.5%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	新病院の建設が終了し、平成21年2月から許可病床は療養病床48床を増床した合計144床の病院として生まれ変わる。この新たに増床した療養病床開設や透析医療開始のため医師の招聘を急ぎ、早期開設を目指す。					

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	山武・長生・夷隅医療圏内には、山武地域に県立東金病院(一般179床、結核12床)、国保大網病院(一般100床)、東陽病院(一般55床、療養45床)、国保成東病院(一般350床)の4施設、長生地域に公立長生病院(一般231床)1施設、夷隅地域には当院のみ1施設の合計6施設が配置されている。 また、夷隅地域には、当院のほか医療法人立の病院として一般病院4施設、精神病院1施設が存在する。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	周辺の医療機関、福祉関係機関との連携システムを構築し、九十九里地域における新しい医療センターとも連携し、医療機能の分担を図り、地域ニーズに即した診療機能の充実を図る。 当院では、特に感染症医療及び糖尿病における集学的医療の提供を行うこととしている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成24年3月	<内容>  ①検討・協議の方向性 二次医療圏において4疾病5事業における役割を明確にし、その連携強化を図る。 ②検討協議体制 未定	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡	特になし	当面は公営企業法財務適用のまま
		<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	いすみ医療センター病院改革検討委員会を設置し、点検・評価のための委員会として年に1回程度点検・評価を行う (構成委員:国保国吉病院組合構成市町財政担当課長、病院担当課長、病院長、事務局)		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年2月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	国保国吉病院組合 (いすみ医療センター)
--------------	-------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,522.9	1,540.4	1,593.3	1,818.2	2,152.5	2,336.1
	(1) 料 金 収 入	1,443.7	1,462.9	1,517.0	1,654.3	1,964.6	2,137.3
	(2) そ の 他	79.2	77.5	76.3	163.9	187.9	198.8
	うち他会計負担金	58.3	57.9	57.6	67.3	67.3	67.3
	2. 医 業 外 収 益	665.7	654.7	729.4	714.4	767.4	766.9
	(1) 他会計負担金・補助金	221.4	220.2	284.7	271.8	323.3	322.0
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	444.3	434.5	444.7	442.6	444.1	444.9
	経 常 収 益 (A)	2,188.6	2,195.2	2,322.7	2,532.6	2,919.9	3,103.0
	入	1. 医 業 費 用 b	1,705.0	1,726.1	1,811.7	2,525.9	2,658.8
(1) 職 員 給 与 費 c		1,146.6	1,160.9	1,202.2	1,418.8	1,405.9	1,420.2
(2) 材 料 費		327.3	335.6	360.0	377.7	443.9	484.8
(3) 経 費		148.5	150.8	171.0	390.9	429.9	449.9
(4) 減 価 償 却 費		80.8	76.2	75.4	335.4	375.4	379.4
(5) そ の 他		1.8	2.6	3.1	3.1	3.7	4.0
2. 医 業 外 費 用		492.5	490.1	548.5	575.5	580.2	580.0
(1) 支 払 利 息		1.0	1.0	39.2	75.9	74.7	73.2
(2) そ の 他		491.5	489.1	509.3	499.6	505.5	506.8
経 常 費 用 (B)		2,197.5	2,216.1	2,360.2	3,101.4	3,239.0	3,318.3
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 8.9	△ 21.0	△ 37.5	△ 568.8	△ 319.1	△ 215.3	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)	△ 8.9	△ 21.0	△ 37.5	△ 568.8	△ 319.1	△ 215.3	
累 積 欠 損 金 (G)	38.2	17.2	△ 20.3	△ 589.1	△ 908.2	△ 1,123.5	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,969.0	2,667.6	1,300.1	1,405.6	1,987.0	2,673.5
	流 動 負 債 (イ)	149.6	821.6	298.3	327.0	333.4	337.8
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)} -{(ア)-(ウ)}	△ 1,819	△ 1,846	△ 1,002	△ 1,079	△ 1,654	△ 2,336
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△ 77.3	△ 26.6	844.2	△ 76.8	△ 575.0	△ 682.1	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.6	99.1	98.4	81.7	90.1	93.5	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 119.5	△ 119.8	△ 62.9	△ 59.3	△ 76.8	△ 100.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	89.3	89.2	87.9	72.0	81.0	85.3	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	75.3	75.4	75.5	78.0	65.3	60.8	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	69.5%	68.5%	70.1%	55.6%	79.4%	89.8%	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	国保国吉病院組合 (いすみ医療センター)
--------------	-------------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	2.9	1,291.0	2,599.0	131.0		
	2. 他 会 計 出 資 金	19.7	19.8	1.5	1.5	110.3	111.1
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	0.5	209.5	327.2			
	7. そ の 他	21.0	21.6	22.2	22.8	23.5	24.2
	収 入 計 (a)	44.1	1,541.9	2,949.9	155.3	133.8	135.3
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	44.1	1,541.9	2,949.9	155.3	133.8	135.3	
支 出	1. 建 設 改 良 費	24.4	1,553.2	3,345.5	355.6	20.0	20.0
	2. 企 業 債 償 還 金	29.6	29.7	2.2	2.2	150.4	151.7
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他	28.9	35.3	100.4	118.7	23.5	24.2
	支 出 計 (B)	82.9	1,618.2	3,448.1	476.5	193.9	195.9
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	38.8	76.3	498.2	321.2	60.1	60.6	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	38.8	76.3	498.2	321.2	60.1	60.6
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	38.8	76.3	498.2	321.2	60.1	60.6
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(78,946) 278,298	(70,132) 264,848	(112,581) 334,690	(94,651) 339,134	(144,872) 390,566	(144,872) 389,284
資 本 的 収 支	76,553	80,372	27,342	34,320	133,822	135,332
合 計	(78,946) 354,851	(70,132) 345,220	(112,581) 362,032	(94,651) 373,454	(144,872) 524,388	(144,872) 524,616

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。